

# 柚野木小学校いじめ防止基本方針

## 学校教育目標

ふるさとを愛し、未来を拓くたくましい柚野木っ子の育成

### めざす児童像

ゆたかな心 広い心・温かい心	のびゆく知恵 学ぶ力・創る力	きたえる心と体 燃える心・生き抜く力
<ul style="list-style-type: none"><li>・温かい言葉遣い、あいさつ</li><li>・互いを尊重し受け入れる</li><li>・公正公平な態度</li><li>・他者とうまく関われる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分の良さを知り自信をもつ</li><li>・自ら課題を見つけ、解決する</li><li>・自分で判断し、主体的に行動</li><li>・自分の考えをはっきり言える</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・粘り強く取り組む</li><li>・未知なるものに挑戦</li><li>・規律やルールを守る</li><li>・健康で丈夫な体</li></ul>
ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとのことを思う子 将来自分の足で社会を歩いていけるよう自律した子		

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### いじめに対応する基本方針

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

### いじめの定義を理解する（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立って行う。

### 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## いじめの防止等に係る基本的な考え方

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを「どの子にも、どの学級にもどんな学校でも起こりえる。」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活の事象面で把握したことがらを軽微に捉えたために、将来深刻ないじめになる可能性がある。一見じゃれあいに見えるところから、気付かないうちにいじめに発展してしまう場合が多く、子どもの変化を見逃さないように全教職員が情報を共有し、早期発見・早期対応に努める。

## 豊かな心を育む教育の推進

- よいこと見つけ等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。
- 学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け評価する。

### ◇自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

#### ①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、日常生活指導に当たる。

- ・異学年交流の充実
- ・自発的な活動を支える係や委員会活動、行事の充実
- ・主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

#### ②人との関わり方を身に付けるためのコミュニケーション能力の育成

自分の思いや考えを伝えるソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

#### ③安心して自分を表現できる年間指導計画の作成

年間指導計画で学習内容や育てたい力(学力)の内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

#### ④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童生徒会活動、他校との交流学習における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

## いじめ防止に向けて

学校はいじめ防止に向けて、児童が、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

- ①生徒指導・教育相談の充実・強化（生活アンケートの見直しと実施）
- ②児童間の人間関係づくり
- ③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
- ④A F P Yの5つの視点に基づく授業づくりの推進
- ⑤家庭・地域社会との連携
- ⑥多様な交流学习と校種間連携の充実
- ⑦地域と連携した豊かな体験学習

## いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### ◇児童生徒理解と観察

- 朝の会で、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聴く。
- 1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童生徒をよく観察する。

### ◇保護者からの情報収集

- 毎日の連絡帳や学期ごとに実施する保護者による「いじめアンケート」などの保護者との情報交換の中から、いじめの早期発見を心がける。

### ◇いじめアンケートと個人面談

- 毎週金曜日、「いじめアンケート」を実施し、それを資料として、児童の個別面談を行う。

### ◇全職員での情報交換の会

- 「柚野っ子プラン」を毎月行い、個々の児童の状況と支援等について、全職員での情報交換の会を行う。

### ◇人権教育

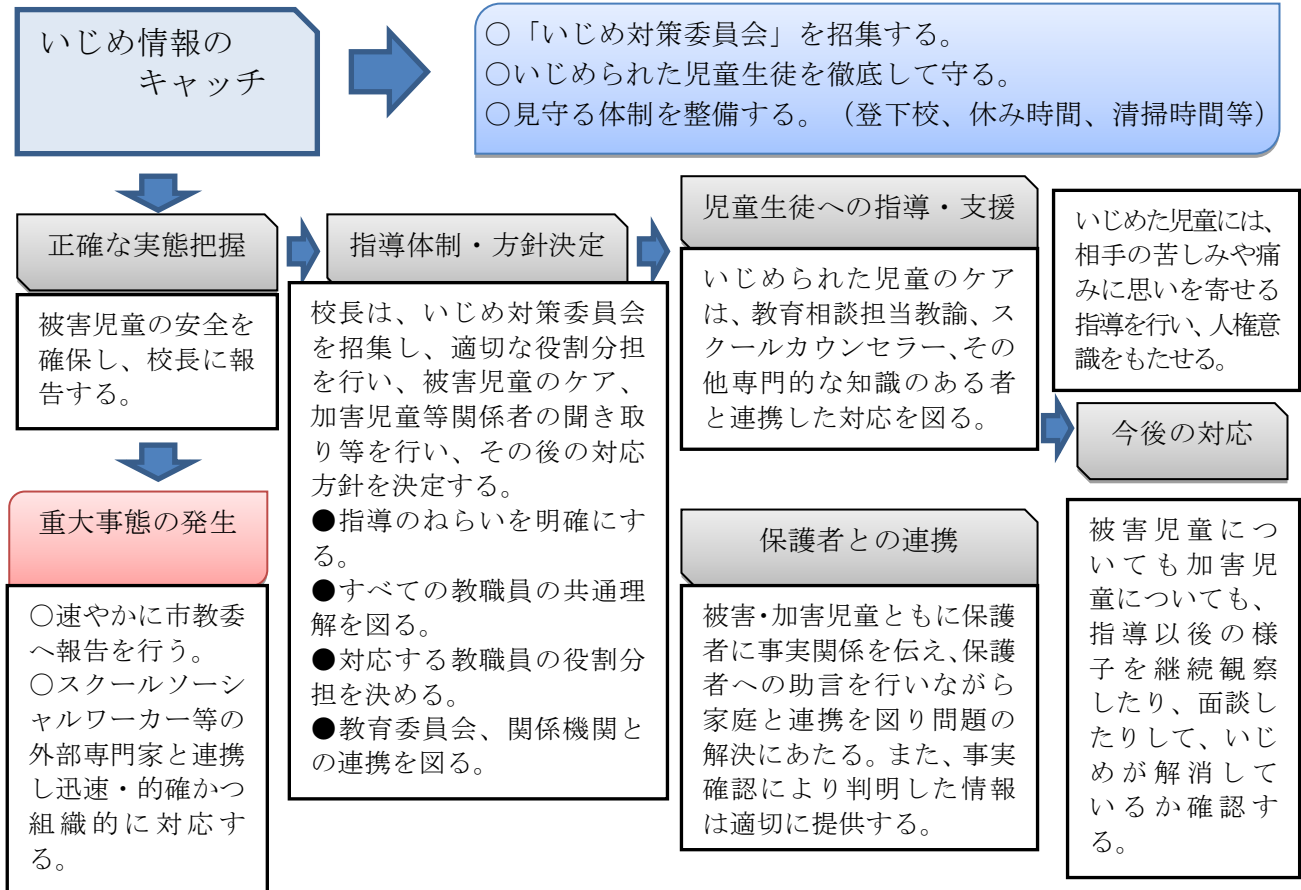
- いじめを生まない学級づくりを行い、児童の意識を高める。

### 保護者からの情報を得るために

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく必要がある。
- 児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

## いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、山口中央児童相談所等関係機関と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。



いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ① 第一通報者から事実確認
  - 通報者の思いの共感的理解と事実確認
- ② 報告・連絡・相談+記録
- ③ 「いじめ対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**
  - 情報集約、情報の共有
  - 児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・傍観者等）
  - 状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
  - 被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取
- ⑤ 職員会議の開催（必要に応じて）
  - 全教職員への周知と共通理解
  - 今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥ 児童、保護者への対応
  - 被害児童生徒への指導・支援
    - 共感的理解、SC等による心のケア、家庭訪問、緊急避難（相談室、欠席）
  - 加害児童への指導・支援
    - 謝罪について、SC等による心のケア
  - 学級（周りの児童）への指導

「いじめ速報カード」いじめ認知から 24 時間以内に提出。その後の状況を「続報カード」で随時報告を行う。

## 重大事態への対応

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合 等）
  - いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（月間5日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は市教委の判断で重大事態と認識する。）
- ※児童生徒やその保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

- 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- 校長は、児童生徒がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- 事案によっては、すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

重大少年事件、児童の死亡等の重大事案については、管理職へ正確な情報を迅速かつ確実に伝えること、また、児童・保護者へ正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止することが大切である。そのため、情報を一元的に集約し、時系列で詳細かつ正確な記録を取っておくことが重要である。そのほか、躊躇なく教育委員会、関係機関へ支援を求め、「学校危機対応教職員ハンドブック」の活用も大切なポイントと考え、次のような対応をする。

- 対策本部の設置及び緊急対策会議
  - ・全校集会、緊急保護者会の開催、休校措置・学校再開時期の決定等
- 緊急職員会議の開催
  - ・情報、状況の確認と共通理解
  - ・具体的な対応策、役割分担の共通理解
  - ・外部との対応窓口の一本化
- 児童への説明・指導
  - ・児童への説明内容は事前に関係する保護者へ確認する。
  - ・うわさなど二次被害を防ぐため、早急を実施する。
  - ・事実を正確に短時間で伝える。
  - ・学年、年齢に応じた表現で伝える。

## II いじめに問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、いじめは人権問題であるという認識のもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、新たに「いじめ対策委員会」を置き、実働的な組織として活用し、教職員全員で共通理解を図るとともに、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開していく。

## 柚野っ子プラン【生徒指導部会】

毎月の定例会議、事案発生時の緊急会議等、ケース会議

- 役割
  - ア いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
  - イ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、関係児童生徒への生徒指導 等
  - ウ 学校行事、校内研修等の企画・実施
  - エ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

## いじめ対策委員会

年間3回の校内委員による会議、取組状況検討会議とする。緊急事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等【招集委員は、校長が決定する。】

- 校内構成員
  - 校長、スクールカウンセラー、教職員、その他職員
- 校外構成員
  - 保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市教育委員会、関係機関の助言者等
- 役割
  - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
  - イ いじめの相談・通報の窓口
  - ウ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

## 地域・関係機関との連携

- 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力をえる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

### 【PTA等との連携】

- PTA
- 学校運営協議会
- 地域協育ネット
- 青少年健全育成協議会
- 民生委員・児童委員

### 【いじめ対策委員会】

校長・生徒指導主任  
教育相談担当  
担任・SC

教育委員会（指導主事等）  
いじめ対策サポートチーム

### 【関係機関】

- 警察
- 児童相談所
- こども未来課
- 要保護児童対策地域協議会
- 子どもと親のサポートセンター

関係機関等の相談窓口

○ こどもの人権110番（山口地方法務局）	0120-007-110
○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1202
○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	083-922-8983
○ ヤングテレホン・やまぐち（山口県警本部）	0120-49-5150
○ ふれあい総合テレホン（やまぐち総合教育支援センター）	083-987-1240
○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	083-933-4531
○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	soudan@center.ysn21.jp

年間を見通したいじめ防止指導計画

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

4月	学校基本方針の確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>ゆのっ子プラン</p> <p>(毎月、全職員で個人カルテの作成見直し)</p> </div>
5月	PTA全員協議会での説明 交流学習(2年)	
6月	交流学習(八坂小) 人権教育参観日	
7月	あなたのここがすごい!①	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>生活アンケート</p> <p>低学年用・高学年用を各教室に準備し 毎週金曜日に実施。 個人別、学期ごとにファイルに閉じて 中学校卒業まで保管。</p> </div>
8月	校内研修会	
9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>地域の指導者を迎えての体験活動</p> <p>お茶作り・田植え・柏餅作り 稲刈り・餅つき・しめ縄飾り作り こんにゃく作り・かきもち作り</p> </div>
10月	いじめ防止・根絶強調月間 教育相談週間 地域参観日 小中合同ボランティア 交流学習(1年、3年、5・6年)	
11月	さわやか交流会	
12月	人権週間 あなたのここがすごい!②	
1月	参観日	
2月	教育相談週間	
3月	あなたのここがすごい!③ ありがとうの会	

いじめ対応マニュアル【迅速な初期対応】

